

# 沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館所蔵重要文化財指定資料の利用に関する取扱要領

令和4年3月25日

沖芸大要領第8号

(目的)

**第1条** この要領は、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館運営規程（令和3年沖芸大規程第80号）第15条第2項の規定に基づき、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館が所蔵する国指定の重要文化財資料（以下「重文資料」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要領において利用とは、次の各号に掲げることをいう。ただし、次の各号にない利用は認めない。

- (1) 重文資料の借用
- (2) 重文資料の撮影
- (3) 重文資料の閲覧

(許可申請の手続き)

**第3条** 重文資料の利用を希望する者は、以下の各号に応じ、重文資料利用申請書に事業の趣旨や主体者、事業計画等を記載した企画書等を添えて沖縄県立芸術大学長（以下「学長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 重文資料の借用（第1号様式）
- (2) 重文資料の撮影及び閲覧（第2号様式）

(許可の基準)

**第4条** 学長は、教育・学術・文化等に係る事業、学術研究の推進並びに文化の向上に資する事業、又は学長が特に必要と認めた場合において資料の利用を許可することができる。ただし、次の各号の一に掲げる事項はこの限りでない。

- (1) 資料の保存に悪影響が生じると認められる場合
- (2) 重文資料の借用において取扱う学芸員の知識・経験が十分ではないと認められる場合
- (3) 輸送及び保存管理上、重文資料を取扱うのに十分な配慮がされていないと認められる場合
- (4) 好ましくない用途に供されると認められる場合
- (5) 書類上の不備が認められる場合
- (6) 重文資料のうち、ほかに著作権など権利を有する者があるものについて、事前に書面による同意を得ていない場合。
- (7) 過去に目的外使用の事実又は許可条件に違反する事実があると認められる場合
- (8) その他、許可することが適当でないと認められる場合。

**2** 鎌倉芳太郎寄贈の重文資料については、重要文化財琉球芸術調査写真等鎌倉芳太郎資料保存管理活用委員会の議を経ること。

(貸出の期間)

**第5条** 重文資料の貸出期間は年間45日以内とする。ただし、学長が特に必要と認めた場合

には貸出期間を延長することができる。

(利用の許可)

**第6条** 重文資料の貸出許可をする決定を行ったときは、次の各号により当該申請者に対し、条件を付した重文資料利用許可書を交付するものとする。

(1) 重文資料の借用 (第1-1号様式)

ア 重文資料の借用許可を受けた者 (以下「借用者」という。) は、貸出重文資料と引き換えに学長と契約書を締結しなければならない。

(2) 重文資料の撮影及び閲覧 (第2-1号様式)

**2** 学長は前項のほか、必要と認められる場合は、別に条件を付することができる。

(返却時の確認)

**第7条** 借用者は、返却された重文資料の状態を担当職員立合いのもとに写真その他の方法により点検を受けなければならない。

(貸出期間中における返却義務)

**第8条** 借用者が各申請書に付されている貸出条件を履行しないとき、又は大学が貸出資料を必要とするときは、借用者は貸出期間中であっても当該貸出資料の返却を拒むことができない。この場合、借用者に損害が生じてもこれに対する補償を要求することができない。

**附 則** (令和4年3月25日館長決裁)

この要領は、令和4年3月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。